

内閣府告示第二百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十月十二日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 薩摩川内市
- 三 構造改革特別区域の名称 唐浜らっきょう生産振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 薩摩川内市の一部（旧川内市の全域）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）